貨物区域を有さない船舶の板厚計測に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 Z7 には、就航船の船体検査に関する要件が規定されており、本会はこれらを鋼船規則 B 編に取入れている。

同統一規則の要件のうち、定期検査時の板厚計測要件について、貨物区域を有さない船舶に対する適用が明確でなかったことから、これを明確にすべく当該船舶を考慮した表現に改め、IACS 統一規則 Z7(Rev.29)として 2022 年 5 月に採択した。

今般, IACS 統一規則 Z7(Rev.29)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

定期検査時の板厚計測対象部材について,貨物区域を有さない船舶にも適用できるよう改める。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B編 船級検査

5章 定期検査

5.2 船体, 艤装, 消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測*

表 B5.8 を次のように改める。

表 B5.8 板厚計測の対象部材

表 B5.8 仮厚計測の対象部材		
	定期検査	対象部材
1	建造後 5 年以下の船	(1) 疑わしい箇所
	舶に対する定期検査	(2) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認め
	(第1回定期検査)	た場合,適当数の板及び防撓部材
2	建造後5年を超え10	(1) 疑わしい箇所
	年以下の船舶に対す	(2) 中央部 0.5L 間の 1 個の横断面の強力甲板の各板 <u>。貨物倉がある場合は,貨物倉の横断</u>
	る定期検査	<u>面とする。</u>
	(第2回定期検査)	(3) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた
		場合,適当数の板及び防撓部材
3	建造後 10 年を超え	(1) 疑わしい箇所
	15 年以下の船舶に	(2) 中央部 0.5L 間における 2 個の横断面の各縦通部材。 可能な 貨物倉がある場合 <u>は</u> , <u>原則</u>
	対する定期検査	異なる2つの貨物倉の横断面とする。ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横
	(第3回定期検査)	肋骨材及び横肋骨端部肘板を含む。
		(3) 船首尾バラストタンクの内部構造部材
		(4) すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部
		の板及び適当数の防撓部材
		(5) すべての貨物倉口蓋の適当数の板及び防撓部材
		(6) すべてのバウドア、内扉、サイドドア及びスタンドアについて、検査員が必要と認めた
.	71 1/1 //	場合、適当数の板及び防撓部材
4	建造後 15 年を超え	(1) 疑わしい箇所 (2) が こくい からい オオラ
	る船舶に対する定期	(2) 次の(a)から(c)に定める箇所;
	検査	(a) 強力甲板の各板
	(第4回定期検査及	(b) 中央部 0.5L 間における 貨物区域の 3 個の横断面の各縦通部材。 <u>貨物倉がある場合</u>
	びそれ以降の定期検	<u>は、貨物倉の横断面とする。</u> ただし、横式構造にあっては当該横断面近傍の横肋骨
	査)	材及び横肋骨端部肘板を含む。
		(c) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板
		(3) 船楼甲板の適当数の板
		(4) 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板
		(5) シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板
		(6) すべての貨物倉において、水密横隔壁の最下端部の各板(2 層以上の甲板がある場合に
		は、それぞれの甲板における最下端部の各板)及び防撓部材
		(7) 第3回定期検査時の(3)から(6)の要件に同じ。